

平成22年度第2回環境審議会 会議録

1 日 時

平成23年2月17日(木)午後1時30分から午後4時10分まで

2 場 所

現地視察、中野市役所32号会議室

3 出席者

【審議会委員】

竹内本芳会長、常田英士委員、藤巻清一委員、望月隆委員、野口幸太郎委員、小根澤庄一委員、中村美子委員、坂原玉枝委員、丸山久治委員、高橋秀子委員、小林喜久子委員

【事務局(くらしと文化部環境課)】

柴草くらしと文化部長、関環境課長、酒井環境課長補佐、和田衛生係長、環境係高木主査、衛生係長嶺主事

4 傍聴者 なし

5 現地視察

移動のバス車内において、事務局から廃棄物処理施設のこれまでの経過と今回の変更事業計画について、資料1に基づき説明。

現地に到着後、飯山陸送株式会社から施設全体及び今回の変更事業計画について説明。

中野市役所に移動し、32号会議室において開会。

6 会議内容

(1) 廃棄物処理施設の変更事業計画に係る市長意見について(意見聴取)

【委員】現地視察の際、においが感じられた。管理型処分場の灰の中には、金属のくずが混じっていた。処分場には灰以外の物も埋め立てられており、灰のにおいだけとは思えない。飯山陸送からのにおいとは言いきれないが、風向きによっては、においを感じることもあると、地元から聞いたことがある。においも公害であるので、気をつけてもらいたい。

【事務局】飯山陸送の施設は、焼却炉などがある複合施設であるため、確かに現地のにおいは、灰のにおいだけではない。処分場で受け入れている廃棄物は、法的に認められているものである。今回の計画とは直接関係ないが、豊津地区で悪臭の苦情があることは環境課でも承知しており、確認等している。

- 【委員】地元は今回の計画に同意しているとの説明があったが、においも含めて同意しているということでしょうか。
- 【事務局】今回の計画は嵩上げであり、埋め立ての品目に新しい品目を追加することではない。このため、においを含めて同意していると解釈している。
- 【委員】水質検査において、CODの検査は実施しているのか。
- 【事務局】検査されている。煙、水質等の検査結果は、飯山陸送、ミヤマ、市川商会の廃棄物処理業者と県、市、地元区の年1回の連絡会で報告されており、数値的に問題ないと県も認めている。また、地元の皆様も承知している。
- 【委員】水質検査は県でやっているのか、市でやっているのか、それとも、事業者が行ったのを県に報告しているのか。
- 【事務局】事業者が検査を実施している。また、県においても、水質汚濁防止法に基づく検査を実施し、問題ないとされている。
- 【会長】前回の拡張計画の際、どのような意見が出されたのか参考までに聞きたい。
- 【事務局】平成17年3月18日の意見はつぎの2点。1.事業の実施にあたっては、生活環境保全上支障のないよう十分配慮されたい。2.長野県発行の土砂災害危険箇所によると、事業計画地は、地すべり危険箇所となっており、事業の実施にあたっては、安全対策に十分配慮されたい。
- 【委員】今回の計画は非常に評価できるが、処分場ができた初期に埋め立てられたものの汚れが、今後、いつ出てくるのかが心配である。今回の計画はいいと思うが、以前、野焼きの様に廃材を燃やしていたことなどを知っていると、行政でしっかり監視をして欲しい。
- 【事務局】現在、飯山陸送は法に基づき適切な処理を行っている。定期的に行われている水質検査においても、問題ない状況である。また、水質検査は、埋め立て終了後も継続していくことが、法で定められている。なお、今後も行政として、監視の目は光らせていきたいと考えている。
- 【委員】水質検査について、水準以下の数値が続くと、安心して毎回調べなくてもいいとなるのが怖い。また、重金属などの検査は年1回のようなのだが、数値に問題がないといわれても、年に1回しか検査しないため、たまたまではないとか考えてしまう。検査に関しては、十分注意していただきたい。
- 【事務局】検査については、法令で定められたとおりに実施されており、今後も継続されるものである。なお、異常値が出た場合は、必要な指導等をしていく。
- 【委員】以前、最終処分場は日本に3つか4つしかないと聞いたことがある。現在、最終処分場は、日本にいくつあるのか。
- 【事務局】数は把握していないが、飯山陸送が日本の3分の1を処理していたとは考えにくい。各市または広域に1つとまではいかないが、相当数あると思う。
- 【委員】長嶺と大俣との間にある処分場は、管理型の最終処分場なのか。また、あの処分場は、市が持っているのか。
- 【事務局】管理型の最終処分場であり、北信保健衛生施設組合が持っている。

【会 長】意見書の提出にあたり、事務局で案があれば参考までに提示してほしい。

【事務局】事務局案はつぎの3点。1.事業の実施にあたり、生活環境の保全に支障をきたすことがないように、公害の発生を未然に防止すること。これは先程の条例の理念であり、平成17年の意見もこれに近い。2.土砂災害等、災害発生のおそれがあるときは、適切な措置を講じるとともに、他に被害を及ぼさないよう努めること。これは、平成17年の意見とほぼ同じ。3.貴社が締結している公害防止協定を遵守するとともに、期限等改定する場合は事前に十分協議するなど、関係区、関係団体との良好な関係を保持すること。これは、地元区の意見を尊重するためのものである。

【事務局】補足して説明。この案にして欲しいという意味ではないことを承知願いたい。1では、法令を順守することで公害を出さない。2では、非常時には、最大限努力して、地域に影響を及ぼさないようにする。3では、常に地域に配慮する。以上の3点を柱としたものである。

【会 長】他に意見がなければ、今までの意見を事務局でまとめ、審議会の意見として、私が最終確認をすることとしてよいか。

委員から「異議なし」の声あり

【会 長】それでは、私が最終確認を行い、後日、その写しを各委員へ送付する。

(2) 中野市一般廃棄物処理基本計画(案)について

事務局から、資料2に基づき説明。

【委 員】この案は、既に衛生自治会等へ説明してあるのか。

【事務局】この案を表に出すのは、今回が初めてである。なお、今後、衛生自治会等の会議のなかで説明していきたいと考えている。

【委 員】硬質プラスチックとは何か。

【事務局】プリンターや漬物桶など、硬く大きいものであり、これをリサイクルするため、別途回収を行う。

【委 員】プラスチック製容器包装の量が減少する計画となっている理由は。

【事務局】業界においては、過剰包装を減らすという努力がされている。また、市では汚れが取れないものは可燃ごみへ入れる、レジ袋は貰わないなどの啓発を続けることで、プラスチック製容器包装の量を減らしていくとともに、あわせてごみの総量も減らしていくことを目標としている。

【委 員】割れたガラス瓶も回収してもらいたい。

【事務局】割れていても回収可能であるため、衛生役員の方へ周知徹底していく。

【委 員】プラスチック製容器包装のなかに、ガラスびんや缶が入っているのを見た。ごみ袋を出しに行く大人が気を配れば混入を防げるのにと残念に感じた。

【事務局】適正に分別されていない袋は収集場所に残したり、衛生役員の方に再分別をしていただいている。分別方法がわかりづらい方には、改めて説明会を開催していきたい。

【委員】生ごみの分別収集は、具体的にはどんなことをやっているのか。

【事務局】今年度は、モデル地区として長嶺区と消費者の会へお願いし、分別収集を実施している。分別収集した生ごみは、堆肥化している。平成23年度は、新たにお問い合わせする区を見つけ、戸数、回収量とも増やしていく予定である。

【委員】陶磁器の回収を行う理由は何か。

【事務局】ごみ減量化を図るため、埋立ごみに入っている陶磁器を再資源化する。

【委員】他の自治体のごみ袋をごみステーションに置いていく方への対策や処分はあるのか。

【事務局】現在、罰則は設けていない。衛生役員の方へ立ち番などをお願いしている。モラルに訴える部分でもあり、強制的なものができないのが現状である。

【委員】平成18年から22年のごみの減量化計画は、目標どおり減らせたのか。また、今後、個人の努力で減らしていく部分はどのように促していくのか。

【事務局】25%の減量を目指していたが、約20%の減量になった。今後は小さな分別を加えるとともに、協力をいただけるような施策を展開していきたい。

【会長】他にないようなら、本日の会議を終了とする。

【事務局】事務局からも特にないので、以上で閉会とする。